

中部水みらいセンター 一般開放区域管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府南部流域下水道事務所（以下「事務所」という。）が下水道の普及啓蒙を図るため整備した、中部水みらいセンター（以下「センター」という。）内の中部水みらいセンター一般開放区域（以下「一般開放区域」という。）を広く府民の利用に供するにあたり、円滑な管理運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

(一般開放区域の名称及び所在地)

第2条 一般開放区域の名称及び所在地は、次のとおりとする（別添のとおり。）

名称	一般開放区域
所在地	貝塚市二色南町6-1

(休園日)

第3条 一般開放区域の休園日は、12月29日から翌年1月3日までとする。ただし、大阪府南部流域下水道事務所長（以下「所長」という。）が必要と認めるときは休園日を変更し、または臨時に休園日を設けることができる。

(利用時間)

第4条 一般開放区域の利用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、所長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(利用許可)

第5条 一般開放区域の利用にあたっては、原則、利用許可申請を要しない。

(利用料)

第6条 一般開放区域の利用は無料とする。

(利用の制限等)

第7条 所長は、センターの運転管理上必要があるとき、または工事その他の理由により、一般開放区域の利用に危険があると認められるときは、利用者に対しその利用を制限し、または禁止することができる。

2 所長は、次の各号の一に該当すると認められるときは、利用者に対して利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

(1) 一般開放区域内での喫煙

(2) 建物、工作物、設備、立木等を損傷し、または汚損する行為

- (3) 公用目的以外のポスター、貼紙、広告等の掲示
 - (4) テント、縄はり、杭、その他これらに類する仮設工作物の設置（承認を得た場合を除く。）
 - (5) たき火、花火、バーベキュー等火災予防上危険を伴う行為
 - (6) 野球、サッカー、ゴルフ等第三者に危害を及ぼす恐れのある行為
 - (7) 凶器、爆発物、その他の危険物の持ち込み
 - (8) 露店、行商、その他これらに類する行為
 - (9) 犬等（身体障がい者補助犬を除く。）の動物の持ち込み
 - (10) 立ち入り禁止区域への立ち入り
 - (11) 一般開放区域内へのバイク、または自転車の乗り入れ
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、公序良俗に反し、一般開放区域の本来の利用を著しく妨げる行為
- 3 所長は、特別警報、暴風警報、高潮警報、その他利用者の安全が確保できないと判断した場合、一般開放区域の閉鎖、利用の中止もしくは退去、または撤去を命ずることができる。

（利用者の責務）

- 第8条 利用者は、前条第2項各号に掲げる行為により施設等を損傷、滅失したとき、または第三者に損害を与えたときは、それらの損害を賠償しなければならない。
- 2 一般開放区域の利用による傷害等については、当該利用者の責任とし、事務所は一切関知しない。
- 3 利用者は、一般開放緑地を常に清潔に保ち、互いに協力して秩序ある利用をするよう努めなければならない。

（補則）

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、一般開放区域の管理運営に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年 4月15日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 元年10月 3日から施行する。
- 3 この要綱は、令和 3年 8月25日から施行する。